

昭和六十年三月

史料館所蔵史料目録 第四十集

信濃国松代真田家文書目録
(その三)

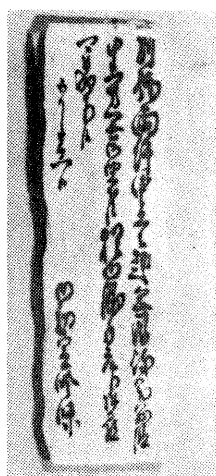
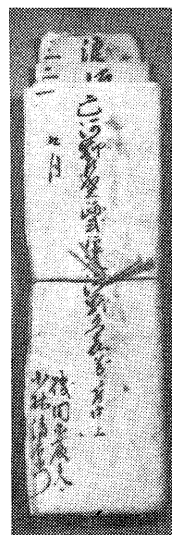
史
料
館

史料館所蔵史料目録 第四十集

信濃国松代真田家文書目録 (その三)

1 評議書類の小束（上）とその内訳（下）

〔浪人格河野久喜御賞評議書類 き195〕



2 伺書（右）と答書貼紙（左）

〔甲府出張番士御手充評議書類 き1046〕

3 書類番号を付してある評議書類

〔岩下権太夫御賞筋評議書類 き1066〕

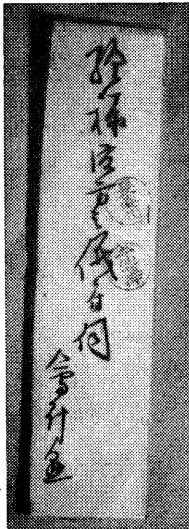




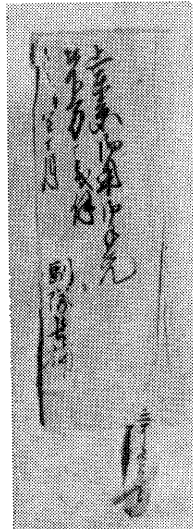
7 御尋物答書に捺された「議事可」の朱印
 [監手等御賞評議書類 き 1592]



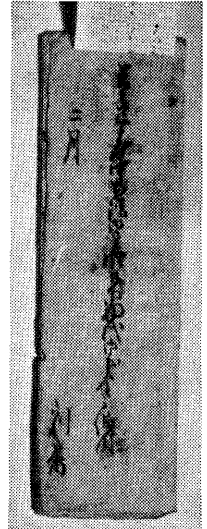
4 御尋物答書の束を入れた袋
 [御尋物御答稿 き 802]



8 伺書に捺された個人印
 [給禄渡方向書 き 1033]



6 伺書の差出役名の上に貼った貼添
 [上東京御用御手充被下方伺書 き 1051]



5 伺書(右)と添伺貼紙(左)
 [割番伺書 き 401]

凡 例

- 一 本目録は『史料館所蔵史料目録』第二十八集および第三十七集に続いて、第四十集に信濃国松代真田家文書目録（その三）として、同文書の書付型史料の一部を取めた。
- 一 史料は利用上の便宜を考慮して、その内容・性格等に応じ、大・中・小の項目を立てて分類配列した。大項目は一二ポイント活字、中項目は一〇ポイント活字、小項目は九ポイントゴチック活字で示した。また、必要に応じて〇印で細項目を示した。なお一括史料のうち、他の項目中にも掲げることを妥当と考えた史料は、*印を付して重出した。
- 一 史料目録の記載欄はほぼ、(一)表題 (二)作成者または差出人 (三)宛名 (四)作成年月日 (五)形態及び封紙類 (六)数量 (七)整理番号の順である。表題（史料名称）は原表題の無いものが多いため仮に命名して掲げたが、()を付すことは省略した。また内容摘記は「」内に八ポイント活字をもって併記した。
- 一 作成者または差出人および宛名のうち複数のものの一部などは適宜省略したものもある。なお役職名は必要に応じて付した。
- 一 作成年次は年月日・干支を採った。
- 一 苗字を欠く人名や、年次を特定し難いものには、() またはカを付して推定の方を記した。ただし、他の史料などにより苗字や年代を確定できるものは、煩を避けて()を省略した。
- 一 史料の形態は、薄冊類では半（半紙判）、美（美濃判）、美大（美濃大判）、半半（半紙半截判）、美半（美濃半截判）、横長美（美濃横長判）、横長美大（美濃大横長判）、横半半（半紙半截横長判）、横美半（美濃半截横長判）、などによって原書の大きさの大概を示すにとどめた。また一紙書付類は通をもって数量を示し、紙形の大小寸法は省略した。
- 一 数量の上部に示した仮は仮綴本を示した。
- 一 下欄の、かおよびぎの記号および数字は、各史料の整理番号を示す。照合・閲覧・引用の場合に利用されたい。
- 一 卷末に簡単な解題を付した。

目次

口絵

凡例

信濃国松代真田家文書目録(その三)

頁

目次

四

目録

五

解題

二七